車体の形状	構	造	要	件		留意事項
路上試験車	道路交通法第97条				9第3項に	・ 道路交通法 (昭和
	おいて準用する場合			•		35 年法律第 105
	に使用する自動車で	`				号) 第 97 条第 2
	ブレーキを有するもの					項(道路における
	なお、用途区分通			ま定け	本亩休の形	運転技能検定試
	状には適用しないもの			yL/ C (Δ (7++ +-+>//	験)
		,,, ,	⋄			・同法第 100 条の 2
						第3項(公安委員
						会が行う再試験)
						・公安委員会が使用
						者となる場合にあ
						っては、その者が
						使用者となること
						を委任状等の書面
						により確認を行う
						ものとする。
						・公安委員会以外が
						使用者となる場合
						にあっては、道路
						交通法第 97 条第
						2 項 (同法第 100
						条の2第3項にお
						いて準用する場合
						も含む。)の規定に其べくは針針段
						に基づく技能試験 を行うため、公安
						委員会が指定した
						自動車の使用者で
						あることを証する
						書面の写しの提出
						を求めるものとす
						る。なお、当該自
						動車の所有者が路
						上試験車として道
						路運送車両法第
						71 条に規定する
						予備検査を受ける
						場合においては、
						交付申請時に当該
						書面の写し(公安
						委員会が使用者と
						なる場合にあって
						は、委任状等)の
						提出を求め確認を
						行うものとする。